

平成 31 年 3 月定例議会 議案概要			担当課	総務課	種別	条例
議案番号	議案第 9 号	議案名	消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について			
目的	平成 31 年(2019 年)10 月 1 日より消費税率及び地方消費税率が 8 %から 10%へ引き上げとなることに伴い、施設使用料や手数料等の規定がある条例について整備条例を制定し、一括改正を行うもの。					
内容	<p>1 概要</p> <p>(1) 施設使用料、手数料等については、原則として消費税率及び地方消費税率引き上げに併せて相当額の増額改正を行う。</p> <p>(2) 条例改正に当たっては、「消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例」を制定し、一括改正(29 条例)を行う。</p> <p>(3) 使用料金等の金額については、原則として内税表示とし、10 円単位(10 円未満切捨て)とする。また、料金表備考欄に「消費税を含む。」等の表示が現行条例にある場合は、削るものとする。</p> <p>2 整備条例の対象外となるもの</p> <p>(1) 政策的判断により増額しないもの 町営バス運賃、コーポラスことうら駐車場料金</p> <p>(2) 非課税取引に該当するもの 埋葬料、火葬料、土地の譲渡及び貸付(1 箇月未満であれば課税取引に該当)等</p> <p>3 施行日 平成 31 年(2019 年)10 月 1 日 ※公布予定日 平成 31 年 3 月 22 日</p> <p>4 経過措置 条例公布前に使用許可をした使用料金等については、従前の料金とするものとし、公布後に使用許可をした 10 月 1 日以降の使用料金等は改正後の金額とする経過措置を設ける。 ただし、上水道、下水道及び集落排水については、以下の経過措置を設ける。</p> <p>(1) 上水道 10 月使用分(11 月徴収)は 8 %、11 月使用分(12 月徴収)より 10%に変更</p> <p>(2) 下水道及び集落排水 10 月使用分(12 月徴収)は 8 %、11 月使用分(1 月徴収)より 10%に変更</p>					
補足事項						